

平成29年第7回大分市教育委員会会議録

1 日時 平成29年7月24日(月) 午後2時03分から午後4時30分

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 古城 一
二番委員 生野 誉士
三番委員 大久保 真理子
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬

4 出席事務局職員

教育部長	増田 真由美	教育部教育監	佐藤 雅昭
教育部次長	河野 和広	次長兼学校教育課長	御手洗 功
次長兼学校施設課長	池辺 誠	教育総務課長	清水 昭男
体育保健課長	西川 幸宏	人権・同和教育課長	大石 琢哉
社会教育課長	安藤 裕二	文化財課長	沖田 光宏
教育センター所長	佐藤 浩介	美術振興課長	長田 弘通
教育総務課参事	岡本 隆憲		

5 書記

教育総務課参事	水田 美幸	教育総務課主査	谷矢 啓良
教育総務課指導主事	三嶋 みどり		

6 傍聴人 なし

7 議題

(1) 議案審議

(教議第41号) 県費負担教職員の処分について

(教議第42号) 県費負担教職員の処分について

(教報議第11号) 平成29年度行政評価・実施計画について

(教議第43号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価
について

(教議第44号) 公有財産の取得の申出及び取得後の所管換について

(教議第45号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(教報議第12号) 公有財産の所管換について

(教報議第13号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

①文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に

関する調査」結果について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、平成29年第7回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後2時03分 開会)

教育長 会議に先立ち署名委員を1番委員、5番委員にお願いします。
それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第41号及び教議第42号「県費負担教職員の処分について」につきましても、人事に関する案件であること、教報議第11号「平成29年度行政評価・実施計画について」につきましても、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたしますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第41号、教議第42号及び教報議第11号の議案審議は秘密会とします。

教育長 教議第41号「県費負担教職員の処分について」を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

(審議の結果、教議第41号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは次に、教議第42号「県費負担教職員の処分について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

(審議の結果、教議第42号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは次に、教報議第11号「平成29年度行政評価・実施計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(審議の結果、教報議第11号は原案のとおり承認する。)

教育長 それでは次に、教議第43号「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第43号「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」ご説明申し上げます。

本案は、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書を作成いたしたく、ご決定をいただこうとするものでござ

います。

このことにつきましては、6月の定例会の際に、報告書の構成や見方等を中心に「報告書(案)」のうち第Ⅰ章に関してご報告をいたしました。本日は、その後の経緯を含めて、「報告書(案)」の内容についてご説明申し上げます。

それでは、「報告書(案)」の概略を説明いたします。

まず、「第Ⅰ章 教育委員会の点検・評価」では「1 平成28年度教育委員会の活動及び運営状況」を掲載しております。まず、平成28年4月に、新教育委員会制度のもと、教育委員を一名増員し、教育委員会体制のより一層の充実を図った点などについて記載しております。また、活動状況として、大分市総合教育会議、校長との教育懇談会、学校訪問、先進地視察などを掲載しております。

次に、平成28年度に9年間の計画期間を満了した「大分市教育ビジョン」の総括評価について掲載しております。「大分市教育ビジョン」全体に係る総括評価につきましては、98の指標のうち84の指標について、100%以上を達成し、着実に教育行政を推進することができたと考えております。

次に「重点施策別総括評価」については、左から重要施策、具体的な施策、総括評価として、ABCの3段階評価の指標の数と総括意見、教育ビジョン2017の策定に当たり考慮した事項等を記載しております。

まず、豊かな人間性の創造の「幼児期における教育の充実」に係る総括評価として、指標については、すべて達成しています。総括意見としては、義務教育への円滑な接続を図る保育内容の充実、預かり保育や子育て相談等の地域における子育て支援の充実、小学校教育への円滑な接続、地域のセンター的機能の充実について記載しています。

新ビジョンの策定にあたっては、質の高い教育・保育の総合的な提供、教員の資質及び専門性の向上、幼保小の連携の推進、子育て支援の充実について記載しています。

次に、「学校教育の充実」に係る総括評価として、指標については、学校図書館の中学校の生徒一人当たりの年間貸出冊数等、5つの指標がB評価となっています。総括意見として、学力調査や体力テストでの成果、学校施設の耐震化等の教育環境の整備について記載しています。

新ビジョン策定にあたっては、「知・徳・体」をバランスよく育成すること、小中一貫教育の推進、家庭や地域との連携強化、教職員の指導力向上、ICTの活用について記載しています。

次に、「社会教育の推進と生涯学習の振興」に係る総括評価として、指標については、家庭教育学級の開設数、子育ての集いへの参加者数がB評価となっています。総括意見として、地区公民館を拠点とした家庭教育の充実、地域で子どもを育てるネットワークづくり等を記載しています。

新教育ビジョンの策定にあたっては、地域活動を支える人材育成、市民図書館、ナイトスクールの活用など学びの場を広げることについて記載しています。

次に、「青少年の健全育成」に係る総括評価として、指標については、児童生徒のボランティア活動参加率がB評価となっています。総括意見として、青少年の社会体験や自然体験を通じた自主・自立活動の支援、関係機関との連携による青少年の健全育成の支援や、教育センターの設置に伴ういじめ・不登校等の問題に対する相談支援活動について記載しています。

新ビジョン策定にあたっては、いじめ・不登校等の問題に対するスクールソーシャルワーカーの活用、地域で子どもたちを育成する環境づくりについて記載しています。

次に、「人権を尊重する社会づくりの推進」に係る総括評価として、指標については、すべて達成しています。総括意見として、学校における交流活動や体験活動の実施、人権講演会や地区懇談会等の開催等について記載しています。

新ビジョンの策定にあたっては、あらゆる差別の解消を図るため、効果的な啓発事業を実施し、相互理解を深め、人権尊重の理念を定着させることについて記載しています。

次に、「個性豊かな文化の創造と発信」に係る総括評価として、指標については、B評価が2指標 C評価が2指標となっています。総括意見として、美術館の中心市街地におけるアートイベントの実施、文化財課の大友氏遺跡整備の推進について記載しています。

新ビジョン策定にあたっては、全国規模の文化・スポーツイベントを

通じて、県立美術館や観光・産業分野と連携した美術を生かしたまちづくり、大友氏遺跡の歴史公園整備と情報発信について記載しています。

次に、「スポーツ・レクリエーションの振興」に係る総括評価として、指標については、総合型地域スポーツクラブの設立数、県民体育大会の優勝種目数がB評価となっています。総括意見として、スポーツフェスタの開催、総合型地域スポーツクラブの推進等を記載しています。

新ビジョン策定にあたっては、地域バランスを考慮した計画的なスポーツ施設整備、オリンピック、ラグビーワールドカップ等のキャンプ地誘致について記載しています。

最後に、「本市教育を推進する教育委員会の充実」に係る総括評価として、指標については、すべて達成しています。総括意見として、教育懇談会の実施、組織・機構改革の実施、教育委員会制度改革に伴う総合教育会議の実施や教育委員の1名増による教育委員会の活性化について記載しています。

新ビジョン策定にあたっては、教育委員会制度改革により責任体制の明確化や市長との連携強化について整備されたため、新ビジョンでは具体的な取組や指標について設定しないこととしたところでございます。

次に「大分市教育ビジョン」具体的施策及び指標別総括評価について掲載しております。重点施策の実現に向けて展開している具体的施策について28年度実績、達成状況を記述するとともに、9年間の取組状況に対して、AからCの3段階評価を行っています。また、具体的施策のまとめりごとに「成果と課題」、「今後の取組の方向性」を記述しています。

この点検・評価の実施にあたりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、7月6日木曜日に別府大学短期大学部学長の仲嶺 まり子先生、国立大学法人大分大学教職大学院特任教授の山崎 清男先生、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学教授の吉山 尚裕先生の3名の学識経験者に、各施策の取組状況についてご説明するとともに、ご意見をいただきました。

仲嶺先生からは、「1. 教育委員会の活動及び運営状況」では、「教育委員会制度改革に伴い教育委員も1名増員されていることから、今後の委員会活動のさらなる充実に期待したい。」旨ご意見をいただい

ます。「2. 「大分市教育ビジョン」点検・評価について」では、課題として、「幼児教育の「一時預かり事業」の実施が成果として報告されているが、実施報告だけではなく利用状況や問題点等の情報掲載が望まれること、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき学校施設の整備が行われるとのことであるが、学校は災害時の避難場所であり避難時を想定した視点があるとより望ましいこと、横尾貝塚の保存・活用では、市民ボランティアの確保が進まず活動が困難となっており、今後の適切な対策が望まれること」等のご意見を頂いています。

山崎先生からは、「1. 教育委員会の活動及び運営状況」では、「教育委員の1名増員は、教育行政を活性化させようとする視点が示されているが、どのような効果がみられたのかを提示する必要がある」旨のご意見をいただいています。「2. 「大分市教育ビジョン」点検・評価について」では、具体的な施策に対する「評価指標」が会議や講座の開催回数など、形式的な数字での評価にとどまり、その会議や委員会でのどのようなことが議論され、どのような内容が評価の視点として提示されたかなどが捨象される場合があると思われる。」等のご意見をいただいています。

吉山先生からは、「1. 教育委員会の活動及び運営状況」では、「教育委員会から市長に教育現場の実態・課題・要望等を的確に情報提供していくことが期待される。」旨のご意見をいただいています。「2.

「大分市教育ビジョン」点検・評価について」では、「教育成果は、平均値や度数(%)による全体の把握だけでは不十分であり、子ども一人ひとりの“成績の伸び”や“学ぶ喜び”といった個の把握も重要である。また、点検・評価報告書への記載にあたっては、成功・失敗の原因分析を求めてきたが、こうした原因分析は、貴重な経験を“次に活かす”ことにつながる。」等のご意見をいただいています。

以上、先般ご報告申し上げました第Ⅰ章の内容に第Ⅱ章「学識経験者による意見」を加え、「報告書(案)」をとりまとめたところでございます。なお、本案につきましてご決定のうえは、後日、市議会に提出するとともに、ホームページなどを通じ市民に公表することといたしております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第43号は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第44号「公有財産の取得の申出及び取得後の所
管換について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第44号「公有財産の取得の申出及び取得後の所管換について」
学校施設課長 ご説明申し上げます。

本件は、大分市立野津原東部小学校に隣接する土地三筆を取得すること
についてご決定をいたさうとするものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。

当該土地でございますが、取得の目的は、野津原東部小学校用地とし
て、スクールバスの反転場、保護者送迎用の駐車場として活用いたしま
す。

当該土地の大分市大字野津原字上馬場1774-3は、面積が824
平方メートル、大分市大字野津原字上馬場1776-2は、面積が64
6平方メートル、大分市大字野津原字上馬場1776-6は7.75平
方メートルでございます。

これらの3筆の土地はいずれも野津原にお住いの齊藤勲氏の土地であ
り、合計価格18,426,240円で取得いたします。契約及び用地
取得については、いずれも道路建設課でございますが、その後、学校用
地として教育委員会で所管いたします。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第44号は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第45号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

 事務局、説明をお願いします。

社会教育課長 教議第45号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

 本件は、鶴崎、大南、植田、大在、坂ノ市の各公民館の運営審議会委員の任期が7月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

 なお、委員の任期は、平成31年7月31日までとなっております。

 以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教報議第12号「公有財産の所管換について」を議題といたします。

 事務局、説明をお願いします。

次長兼 教報議第12号「公有財産の所管換について」ご説明申し上げます。

学校施設課長 本件は、これまで学校用地として利用していた土地（野津原東部小学校）一筆の所管換について承認をいただこうとするものでございます。所管外となった当該土地（大分市大字野津原字天神ノ下1782番1）は、1191平方メートルで、野津原東部小学校プール跡地であり、学校敷地から離れ、移動する際に老朽化した階段を使用しなければならないという安全面の課題があったことから、解体後現在まで使用されていないものでございます。

 また、平成25年度第1回大分市公有財産有効活用等検討委員会において、「一般競争入札により売却処分」との有効活用方針が決定しているため、平成29年7月10日に行政財産としての用途を廃止し、財務部管財課へ所管換したものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第12号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長 それでは次に、教報議第13号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長 教報議第13号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本件は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代に伴い、後任の委員の委嘱をいたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第13号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

次長兼
学校教育課長 報告事項1点目「文部科学省『平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果について」ご報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が、生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、毎年実施されているものでございます。この度、本

市の集計が終了いたしましたので、公立小・中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、順次ご報告いたします。それぞれの調査結果につきましては、経年変化もわかるように過去の数値も掲載しております。

まず、暴力行為の発生状況でございます。報告のあった暴力行為は小学校20件、中学校27件で、合わせて47件でございます。前年度に比べますと、小学校では18件の増加、中学校では18件の増加で、合わせて36件の増加となっております。発生件数の増加は、「相手を殴る、蹴るなど」の事案に、これまでいじめの態様で取り扱っていた「ひどくぶつかる、たたく」の22件を加えたためです。

次に、行為別発生状況でございますが、対教師暴力が9件、生徒間暴力が36件、対人暴力が1件、器物損壊が1件でございます。暴力行為の特徴的な事例としては、「ひどくぶつかる、たたく、ける」が多く見られました。また、些細なことからトラブルとなり、やがて感情のコントロールができず、衝動的、突発的に暴力行為に至る事案や、指導を素直に受け入れることができず、乱暴な言動等攻撃的になり暴力行為に至る事案が見られました。

暴力行為を繰り返し行う児童生徒及び保護者に対しては、警察や児童相談所等の関係機関と連携しながら再発防止に向けた粘り強い指導・支援を行っております。

次に、いじめの状況でございますが、いじめの認知件数は、小学校167件、中学校88件で、合わせますと255件でございます。これを前年度と比較いたしますと、小学校では24件の減少、中学校では42件の減少で合わせて66件の減少となっており、小中学校ともに3年連続で減少しております。

いじめの認知件数の学年別、男女別内訳でございますが、小学校では4年生が最も多く、中学校では1年生が最も多くなっております。また、小学校では男子の件数が比較的多いですが、6年生は女子の件数が多くなっております。中学校では1年生は男子の件数が多く、2・3年生は女子の件数が多くなっております。

いじめの態様といたしましては、小中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く全体の46.0%

であり、「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」（19.0%）、
「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる」（11.8%）となっております。認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているもの（日常的に観察継続中）は186件（72.9%）でした。平成27年度は、解消しているものは68.8%、一定の解消が図られたが、継続支援中は24.9%でした。

なお、いじめが起因していると考えられ、結果として、合計30日以上欠席した児童が1名あり、「いじめ防止対策推進法第28条」に基づき重大事態として、本年4月市長に報告しています。

いじめにつきましては、どの子にも、どの学校においても起こりうるものであるとともに、陰に隠れて表面にあらわれにくく、最近では、携帯電話やスマートフォン等の児童生徒への普及により、なかなか発見しにくいという状況もあります。そのため、日常的に児童生徒を対象とした定期的なアンケート調査や個別の教育相談、個人ノートや生活ノートの活用、家庭訪問等の取組をしているところです。また、児童・生徒会活動を通し、いじめについて考えさせる場づくりや仲間づくり等を促進しております。

続きまして、不登校の現状でございます。小学校では148人、中学校では488人が不登校となっており、前年度の結果と比較いたしますと、小学校で26人の減少、中学校で51人の増加となっております。

不登校の要因として考えられるものは、小学校では、「無気力の傾向があり、家庭の状況によるもの」（18.9%）、「不安の傾向があり、家庭の状況によるもの」（18.2%）、「不安の傾向があり、いじめを除く友人関係をめぐる問題によるもの」（11.5%）の順になっています。中学校では、「無気力の傾向があり、学業不振によるもの」（22.1%）、「不安の傾向があり、学業不振によるもの」（17.4%）、「不安の傾向があり、いじめを除く友人関係をめぐる問題によるもの」（15.0%）となっています。

今後もさらに不登校児童生徒の背景を十分に把握し、個々に応じた対策を講じることが必要であると考えております。

次に学年別の不登校児童生徒数でございますが、小学校では6年生が、中学校では3年生が最も多くなっております。なお、小学校5・6年生の不登校児童数の増加の割合は、減少傾向であることが窺えます。また、不

登校児童生徒の出現率でございますが、小学校においては0.56%で、177人に対して1人、中学校においては3.89%で、26人に対して1人という割合でございます。

中1不登校の変化につきまして、26年度2.48倍だったものが、27年度は1.95倍、平成28年度は1.75倍と減少しております。

指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では38人(25.7%)、中学校では150人(30.7%)となっております。また、指導中の児童生徒のうち、継続した登校にはいたらないものの、「朝きちんと起きられるようになった」、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」などの好ましい変化が見られるようになった児童生徒は、小学校では27人(18.2%)が、中学校では59人(12.1%)でした。

不登校児童生徒に対する日常的な取組といたしましては、電話連絡や家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的に相談に当たったりするほか、保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善を図ることなどを行っております。

本調査に係る今後の予定といたしましては、県での集計を経て、国へ提出されるようになっており、その後、国から速報値、確定値が出される予定であります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

小学校38名、中学校150名の子どもが登校できるようになったということですが、数値だけでなく、個別の事例を把握しているでしょうか。

次長兼

個人ごとに把握をしております。

学校教育課長

教育長

暴力件数の数が28年度に大きく増えていますが、これは調査方法が変わったためです。調査方法について、補足説明をしてください。

次長兼

発生件数の増加は、「ひどくぶつかる、たたく」を加えたためであり、今までと同じ統計の方法であれば、件数は大きく増えてはおりません。

学校教育課長

教育長

小学生の暴力行為について補足説明をしてください。

次長兼
学校教育課長 自分をコントロールできずに、担任や周りの児童につかみかかった際、それを防ぐために周りから行動の自由を奪われると、殴る、蹴る、ひっかく、かみつくなどの行為をしてしまう状況が多くあります。また、いじめの中で、わざと後ろからぶつかるなども含まれております。

委員 不登校の実態についてお聞きします。欠席が30日以上で不登校ということですが、中学生の不登校の場合、欠席日数の平均はどのくらいでしょうか。

教育センター所長 欠席日数の平均は把握しておりません。昨年度フレンドリールームの通級生は138名おりました。

教育長 教育センターには適応指導教室があり、不登校傾向の生徒の支援を行っております。

委員 鬱など症状に対して、医療的ケアは行っているのでしょうか。保護者からの要望がなければ、医療的ケアを行うことはできないのでしょうか。

次長兼
学校教育課長 不登校の児童生徒につきましては、学校から個人ごとに報告書が提出されており、眠れない、体調不良、ネグレクトなど、個別の事情を把握しております。定期的に学校から家庭訪問をしており、朝起きることができないなどの事情が把握できた場合、保護者に受診を促すなどを行っております。

教育長 スクールソーシャルワーカーが関わった事例等の説明をしてください。

教育センター所長 現在、本市では、スクールソーシャルワーカーを20名配置しており、福祉につなぐようにしております。虐待、ネグレクト等、児童生徒の実態に応じて関係機関とつなぐ役割を果たしております。昨年は15名の配置でしたが、相談件数が3万件を超えており、多種多様な相談が寄せられております。

委員 不登校の要因の選択肢が「不安の傾向があり、家庭の状況によるもの」などになっておりますが、最初から複合的な分析になっているのでしょうか。

次長兼
学校教育課長 これは、文部科学省の定めた選択肢となっております。一つに区切りにくいというのが特徴となっているのではないのでしょうか。

委員 この調査は、教師が書くのでしょうか。子どもが書くのでしょうか。

次長兼
学校教育課長 教師が保護者と相談、あるいは本人と話をした中で選択し、記述をしております。

委員 いじめの防止を目的としたHyper-QU検査の現在の利用状況はどうなっているでしょうか。

次長兼
学校教育課長 6月にほぼ全ての学校の検査が終わり、業者が個別のデータを集計しております。間もなく学校の方に結果が返ってまいります。

結果は、各学級の担任がどのように集団作りを進めるか、個別の児童生徒にどのようにアプローチしていくかなど、2学期の学級経営に生かすようにしております。例えば、いじめられ、つらい思いをしている「学校生活に不満足」群の児童生徒にアプローチをしていくといったことが行われます。

教育長 他に質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

教育総務課長 次回の教育委員会及び9月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

8月は、8月30日水曜日午後2時から学校長との教育懇談会を、引き続き午後3時45分から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

9月は、9月27日水曜日午後2時から学校長との教育懇談会を、引き続き午後3時45分から定例教育委員会を開催いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時30分 閉会)